

## 第7回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日（金）午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
会長職務代理者	1番	前谷 篤			
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子	
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示	
	7番	渡部 延三	8番	井上 善博	
	9番	竹田 安宏	10番	高橋 宏吉	
	11番	谷口 秀夫	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員（1人）

6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地法18条第6項の規定による合意解約について
議案第1号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局事務係係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第7回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、11番の谷口秀夫委員、12番の菊地匡委員です。よろしくお願ひいたします。なお、本日の総会は、渡邊勝郎委員より欠席の申出がありましたので、ご報告いたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは報告第1号をご説明いたします。

「農業者年金死亡関係届」の提出がございました。

████████が亡くなられたことに伴い、息子さんである █████より届出がありました。

この案件は専決処分としていますので、ご報告いたします。以上です

会長 全員 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

会長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第2号をご説明いたします。

使用貸借を合意解約する報告でございます。貸主は████████

、借主は████████、土地の表示は東5条南19丁目287番1、公簿・現況とも田、面積1,475m<sup>2</sup>以下、次の頁まで続いておりまして、記載のとおり合計13筆、面積29,420.15m<sup>2</sup>です。契約の内容は、農地法第3条に基づく使用貸借を設定していたもので、期間は令和2年3月1日から令和12年2月28日までの10年間としていました。合意が成立した日は1月7日、土地の引渡しの時期は本日です。提出された合意解約の通知書には、両者記名・押印の合意解約書も添付されており、農地法第18条に基づく合意解約が成立していることを確認しています。

なお、合意解約された後は、東豊沼の別の農業者に売り渡される予定となっており、既に今回の貸主・借主の方とも協議が進んでいます。今年4月までは、████████から新たな所有者への売買に関する農地法第3条の許可申請書が提出される見込みとなっています。以上、ご報告といたします。

会長 只今、報告第2号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。井上委員 これ、今、説明にあった通りなのでしょうが、どういうことなのでしょうか。

事務局 農地を使用貸借や賃貸借すると、期間を設定しますが、例えば今回の場合で言いますと、去年の3月から10年間という期間を設定していましたけれども、何らかの事情でその期間の途中で、賃貸借・使用貸借を止めます、という場合、合意解約と言いまして、貸す側、借りる側が双方合意をして解約する、そうした場合、農業委員会に通知しなければいけないことになっていて、その通知がありましたので、この場で報告しているという案件でございます。

会長 よろしいですか。  
井上委員 はい。

会長 その他何か質問等ございませんか。  
全員 なし。  
会長 それでは質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
全員 異議なし。  
会長 それでは本件を承認することといたします。

継ぎまして、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第1号を説明しますので、審議のうえご意見を求めたいと思います。

申請人は、[REDACTED]  
[REDACTED]、土地の表示は、北吉野町337番1、公簿・現況とも畠、面積18,894m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計8筆、面積は71,856m<sup>2</sup>です。土地の所有者は、[REDACTED]の他、記載のとおり、[REDACTED]  
[REDACTED]、[REDACTED]の[REDACTED]の3者です。転用目的は、安定型・管理型産業廃棄物最終処分場の建設ためであり、図面は第1号図に示しているとおりです。

転用事業の詳細をご説明したいと思います。申請者は、申請地のすぐ隣で産業廃棄物最終処分場を主体に事業を行っていることは皆さんご承知のことだと思います。[REDACTED]は、これまで、処分場を第1期、第2期、第3期と広げてきておりまして、現在は第6期目の処分場で産廃の受け入れを行っていますが、この第6期処分場は平成28年から始めて概ね令和4年中、来年中には埋め立てが完了する見込みとなっています。そこで、今回の申請では新たに第7期目の処分場建設を目的としています。お配りした資料の最後にA3の図面が2枚あろうかと思います。1枚目が造成計画平面図で、赤枠で囲まれた約10.6haが事業用地、その中の黄色の部分が農用地区域となっていまして除外の申請地を示しています。また2枚目は、現在の土地利用状況を色分けした図面で、その中の黄色の部分が農地を示しています。

次に安定型・管理型産業廃棄物最終処分場という言葉の意味ですが、産廃処分場は受け入れる廃棄物の種類によって分類されておりまして、安定型というのはプラスチックや金属など性質が安定的で環境に支障をきたすそれが少ないもの、一方、管理型は燃え殻や汚泥、廃油など、流れ出したり化学変化を起こす可能性はあるものの有害物質は基準値以下である廃棄物を受け入れる施設のことです。本案件の安定型・管理型とは、両方の廃棄物を受け入れ可能な施設でございます。

このような管理型処分場の設置数は決して多くはありません。[REDACTED]の隣と言えば、北方面では雨竜町、南方面では美唄市に各1社が設置されている程度です。実際、[REDACTED]の産廃の受け入れ先は稚内から札幌まで広範囲に及んでいるところでございます。仮に、[REDACTED]が受け入れを止めると、この地域の公共工事などで出た産廃は遠くまで運搬しなければならないため、その影響は小さくはないと考えられます。

では、この案件に関しまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に照らして、農用地区域から除外することができるか否かの審査ですが、別添1・議案第1号関係に調査書を添付していますので、ご参照をお願いいたします。農用地区域の除外には5つの要件が定められていますが、結論から申し上げますと、いずれの要件も満たしている訳ですが、特に1つ目の代替する土地がないかという点については、市内の8つの候補地について、地域住民や農業への影響、或いは地形、廃棄物の搬入方法などの観点から検討したところ、申請地以外には現実的に代替できる土地がないものと認められます。また、要

件の2つ目・3つ目は、周辺の農業へ支障を及ぼさないかという点ですが、申請地は周辺農地を分断するものではなく、また、500m以内の世帯からは同意書が提出されていますので、問題はないと考えられます。この他の要件についても、記載のとおり満たしているため、本件の除外はやむを得ないものと考えられます。

なお、申請地には、現況が畠となっている農地もありますので、農地転用の許可も必要となります。まず、この議案第1号で農用地区域の除外はやむを得ないとご承認いただいた後、議案第2号において提案する予定です。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

会長　　只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

渡部委員　　はい、渡部委員。

事務局　　これ、農地からこれに変わった時、地目は何になるの。

渡部委員　　農地からこれとは。

事務局　　安定型処分場に。

渡部委員　　あ、農用地区域除外だから関係ないのか。

事務局　　あとね、満杯になった後はどんなふうなの。

渡部委員　　いまの提出された計画では、14年位後に。

事務局　　いや、今回7期目の造成でしょ。■の裏だとか今埋めてるけど、それが満杯になった後はまた畠とかなんとかという形に戻してということ。

渡部委員　　土を被せて土地を借りているところはお返しする計画になっています。ただ、現実としては、長い期間ですから、その後また畠にするのが難しい場合には、例えば山林にするとか、地形的にも結構斜面があるところですので、そんなところが現実的な気がします。基本的には、土を被せて返す、です。

事務局　　でも山林化してもいいということなのかな。

渡部委員　　かつては農地に戻さなければならなかつたのですが、現在は山林にしても構わないということになっています。

事務局次長　　はい。

渡部委員　　補足します。一度転用の許可を受けているので、その後は農地以外になっていますから、農地に戻さなくてはいけないという縛りはもう無くなっていますんですね、基本的に。ただ、そのまま土地が荒れてしまうと、土砂が流出するとか、近隣の農地に被害を与えることがありますので、会社としても、緑化するとか、係長が申し上げましたとおり山林にすることを地主の人と協議しながらいい方法を選んでお返しする、という形になっています。

渡部委員　　はい、分かりました。

会長　　その他に何か質問等ございませんか。

全員　　なし。

会長　　それでは、質問・意見がないようですので、本件の除外はやむを得ないものと承認してよろしいですか。

全員　　異議なし。

会長　　それでは、異議なしと認め、本件を承認し意見書を提出いたします。

事務局　　続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局　　議案第2号をご説明いたします。

事務局　　今ほどご審議いただいた議案第1号と関連しますので、重複する部分もありますが、改めてご説明いたします。

土地所有者、貸主は■、転用計画者、

借主は、[REDACTED]です。土地の表示は、議案第1号で申請のあった土地のうち、農地となっている部分であり、北吉野町337番1、地目は公簿・現況とも畑、面積18,894m<sup>2</sup>以下、記載の3筆で、合計面積は30,727m<sup>2</sup>です。転用目的は議案第1号と同じ安定型・管理型産業廃棄物最終処分場の建設のためです。農地の区分は、現在のところ農用地区域内の農地ですが、除外の申請中であり、議案第1号のとおり除外はやむを得ないとご審議いただいたところでございます。また、法律関係は賃貸借となります。

転用の詳細についてですが、転用期間は許可日から令和17年6月30日までの約14年間で、資金計画は[REDACTED]に対して、預金と積立金、金融機関からの借入金を充てることとしています。

本案件に関して、農地法第5条の農地転用に関する許可基準に照らした審査についてですが、別添2の1頁から4頁に示しているとおりで、特に4頁の最後の総合意見の欄をご覧いただきたいと思います。

転用許可の審査にあたっては、まず、その農地の区分が重要になりますが、申請地は周辺に農地はあるものの、防風林や急斜面、進入禁止道路により分断されていますので、10ha未満の小集団の農地、すなわち第2種農地となります。次に、第2種農地の場合、代替性の有無が重要な判断基準となりますが、議案第1号でご説明したとおり、申請地以外に代替地がないと考えられます。この他、一般基準や添付書類においても特段問題がないことから、総合判断として、転用の許可はやむを得ないものと認められます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。  
大原委員 はい、大原委員。

質問なんんですけど、あのなんかペテンにかけているのかなというのが印象なんですけど、基幹農地は地番でいうと3つしかないですよね。それなのになんで最初にこんなに多くの土地を除外したんですか。

議案第1号で多くの土地が除外ということでしょうか。  
ええ、そうです。

私が言いたいのは、本当に使う土地だけ除外すればいいじゃないですか。  
議案第1号の除外は、農業振興地域の中の農用地区域になっているところなんですね。農業振興地域というのが広くあって、その中の農地ではないけれども農用地区域となっているところがいっぱいあるんです。そこは農用地区域を除外しなければ、産廃処分場にできません。ですので、農用地区域を外さなければならぬということです。農地ではないけれども外さなければならぬ。

外すのはいいけれどね。  
はい。  
なんで、337-1と37-1と334-3、そして416-1、そこだけ外せばいいじゃないですか。

それ以外のところも農用地区域となっているので、外さないと産廃処分場、転用ができないということです。

だって、そこ、それは違うじゃない。  
私の方から補足します。砂川市は、都市計画の用途区域外と森林法のところを除いたものが、概ね農振・農用地区域となっています。その中で、一部山林なども農振・農用地の中に含まれている訳ですが、事業をするに当たりまして農振・農用地区域から除外をしなければいけない、適用から除かなければいけない、ということになっています。いわゆる白地にするということですね。そ

の時に、この図面の中で過去に除外したところはもう白地になっているのですが、それ以外のところは農振・農用地の網がかかっています。指定されています。そのままでは山林だったとしても事業ができないことになります。なので、この赤で囲まれたところ、ここは農地か農地じゃないかは別にして、除外しなければ事業はできることになります。それなので、先程の除外の意見を求めたところです。赤で囲ったところが除外をしなければいけないエリアなのですが、その中で実際農地という現況が農地となっているところが、この黄色く塗っているところ、そこが農地なんです。なので、除外のエリアと農地と見比べると「あれ？」と感じるかもしれません、まず広い農振農用地の区域から産廃をやるエリアをその黄色い色を抜かなくてはいけない。なおかつ、転用はその中の農地の部分だけを転用する、ということになります。なので見方としては、広い面積から一部農地が除かれるので、ちょっと違和感があるかもしれません、法的にはこういう形の手続きになります。

- 大原委員 ・・・・。  
事務局次長 すみません、聞き取れなかつたのでもう一度お願ひします。  
大原委員 この図面でいうと 337-5とか4とか、416-2というのも農振区域であるけども、山林だから私たちの対象外だという、そういう考え方ですか。  
事務局次長 はい、そうです。そういうことです。そちらのほうは農地法ではなく、森林法の開発行為の許可が必要ということになります。  
大原委員 はい、分かりました。  
会長 よろしいですか。  
大原委員 はい。  
会長 その他何かご質問等はございませんか。  
全員 なし。  
会長 それでは、質問・意見があとはないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。  
全員 異議なし。  
会長 それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して、進達することといたします。  
事務局 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず、1番から4番まで、事務局より説明願います。  
事務局 では、ご説明いたします。  
1番から4番までの利用集積計画ですが、いずれも昨年末に賃貸借の期間が終了し、改めて契約する再契約の案件でございます。  
では、まず1番です。計画番号は令和2年度賃第5号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さんです。出し手、貸主は[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]  
[REDACTED]、農地の所在等は、吉野2条北1丁目118番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積7,613m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計3筆、9,801m<sup>2</sup>です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額105,710円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額であり、支払期限は11月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和7年12月31日までの5年間とし、当事者間の法律関係は賃貸借です。  
この案件は、昨年末に賃貸借が終了し再契約となるものですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認については、別添3に調査書を添付しているとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案

件と考えられます。図面は第2号図に示しているとおりでございます。

次に2番です。計画番号は令和2年度賃第6号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さんです。出し手、貸主は

、受け手、借主は1番と同じ、農地の所在等は、吉野2条南1丁目10番1、地目は公簿・現況とも畑、面積3,923m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計3筆、15,139.55m<sup>2</sup>です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額59,065円、これは地積に田は単価7,251円、畑は単価1,500円を乗じた額であり、支払期限は11月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和7年12月31日までの5年間とし、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の法に定める要件の確認については、別添4の調査書に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第2号図に示しているとおりでございます。

次に3番です。計画番号は令和2年度賃第7号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さんです。出し手、貸主は

の他、記載のとおりの3名で、受け手、借主は、農地の所在等は、吉野2条南1丁目10番2、地目は公簿・現況とも畑、面積3,702m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計2筆、7,296m<sup>2</sup>です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額28,465円、これは地積に田は単価6,375円、畑は単価1,500円を乗じた額であり、支払期限は11月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和7年12月31日までの5年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の法に定める要件の確認については、別添5の調査書に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第2号図に示しているとおりでございます。

次に4番です。計画番号は令和2年度賃第8号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さん、出し手、貸主は

の他、記載のとおりの1名、受け手、借主は、農地の所在等は、吉野1条南1丁目35番1、地目は公簿・現況とも畑、面積2,856m<sup>2</sup>の1筆です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額4,290円、これは地積に単価1,500円を乗じた額であり、支払期限は11月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和5年12月31日までの3年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の法に定める要件の確認については、別添6のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第2号図に示しているとおりでございます。

以上、1番から4番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第3号の1番から4番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、井上委員。

同じ田でも地積と水張って言い方をしているのはどうしてなのですか。

農地の賃貸で値段を決める時に、1反当たり、10アール当たり幾らって決める際に、地積か水張面積かで考えるということなんです。それで、水張と書いたり、地積と書いたりとかしているのですけれども、例えば、こう田んぼがあつたとしても、畦とか斜面があつたら、水張面積は地積よりもどうしても小さくなりますので、ここは水張面積で計算しようとか、きれいなところは地積でいいよとか、そこは双方、推進員も含めて話し合いの下で決まっていくと

会長

井上委員  
事務局

いうことですね。どちらの面積で計算したかとういうことです。

ちょっと疑問で、ものを知らないからちょっと聞いたのが恥ずかしかったけれど、法面とか畦だとか畦畔なんかを併せると地積っていう言い方。

そうですね。

はい。

地積は登記上なので、それらが全て入ってしまいます。

はい、分かりました。

よろしいですか。

はい。

その他何か質問等ございませんか。

なし。

それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続いて、議案第3号の5番を審議します。本案件は

事務局

[REDACTED]、このまま審議に入ります。

では、事務局より説明願います。

では、5番をご説明しますが、この案件も昨年末に賃貸借の期間が終了し、再契約する案件でございます。

計画番号は令和2年度賃第9号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の前谷篤さんです。出し手、貸主は

[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]、農地の所在等は、空知太117番2の内、地目は公簿が畠、現況は田、面積401.80m<sup>2</sup>の1筆です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額4,018円、これは地積に単価10,000円を乗じた額であり、支払期限は11月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和7年12月31日までの5年間、当事者間の法律関係は賃貸借となります。

この案件の法に定める要件の確認は、別添7に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第3号図に示しているとおりでございます。

以上、5番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第3号の5番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。よろしいですか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号の6番から9番まで、事務局より説明願います。

では、6番から9番までをご説明しますが、この4件の利用集積計画も、全て昨年末に賃貸借の期間が終了し、再契約する案件でございます。

では、まず6番です。計画番号は令和2年度賃第10号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の前谷篤さんです。出し手、貸主は

[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]、農地の所在等は、北光322番1、地目は公簿・現況とも田、面積2,194m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計3筆、3,907m<sup>2</sup>です。対価は推進員調整のもと双方の話し合

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

いにより、年額 39,070 円、これは地積に単価 10,000 円を乗じた額であり、支払期限は 11 月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年間、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認については、別添 8 の調査書のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第 4 号図に示しているとおりでございます。

次に 7 番です。計画番号は令和 2 年度賃第 11 号、公告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合の組合長、菅原英雄さんです。出し手、貸主は [REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は、北光 151 番 3、地目は公簿・現況とも畠、面積 1,560 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 3 筆、14,422 m<sup>2</sup>です。対価は改善組合長が調整のもと双方の話し合いにより、年額 201,900 円、これは地積に単価 14,000 円を乗じた額であり、支払期限は 11 月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和 3 年 12 月 31 日までの 1 年間とし、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認は、別添 9 に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第 5 号図に示しているとおりでございます。

次に 8 番です。計画番号は令和 2 年度賃第 12 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の渡部延三さんです。出し手、貸主は [REDACTED]

[REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]、農地の所在等は、鶴 16 番、地目は公簿・現況とも田、面積 27,391 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 2 筆、32,379 m<sup>2</sup>です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 198,100 円、これは水張面積に単価 7,000 円を乗じた額であり、支払期限は 11 月末までに、指定口座に振り込むこととしています。期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年間とし、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認は、別添 10 の調査書のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第 6 号図に示しているとおりでございます。

次に最後の 9 番です。計画番号は令和 2 年度使第 1 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の渡部延三さんです。出し手、貸主は [REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]、農地の所在等は、鶴 7 番の内、地目は公簿・現況とも畠、面積 2,700 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 2 筆、8,900 m<sup>2</sup>です。対価は無償、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年間とし、当事者間の法律関係は使用貸借となります。

この案件の要件確認は、別添 11 に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第 6 号図に示しているとおりでございます。

以上、6 番から 9 番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第 3 号の 6 番から 9 番までの説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡部委員。

分からないので、質問するのですが、流動化推進員だったり、農地利用改善組合だったりするのですが、これ、砂川に全部、利用改善組合というのはあるのですか。

全ではありません。各地域、一時期、作られたのですけれども、その内、形だけになってしまっているところもありますので、全てが全であるわけではあ

会長

渡部委員

事務局

- りません。
- 渡部委員事務局 この辺りはこれ、利用改善組合が活動するっていう感じなの。
- 渡部委員事務局 そうですね、まず農地の賃貸借が利用集積計画で行われる場合は、農地流動化推進員よりも、改善組合が先に調整することが多いと思うんです。その改善組合で今回は調整していただいたということです。
- 渡部委員事務局 もう一点だけ、結構な案件が 12 月 25 日に上がってましたけれど、まだ、終わっていないところもあるという。
- 渡部委員事務局 そうですね、11月末ですね、皆さんにお願いした案件が 19 件あったのですが、それでも、今回はそのうち 9 件が議案となっているということです。この他に、既に書類が整っているものもあるのですが、議案の締め切りが毎月だいたい総会の 10 日ぐらい前ですので、そこでいったん区切って、出てきた案件を処理しておりますので、今回は全体の半分位が議案になりました。
- 渡部委員事務局 なかなか出し手はいても、受け手がかなり厳しくなってきてるんですけども、今回の案件の中でも、もう無理かなというのも実際問題あるのですか。
- 渡部会長 あります。調整中というのものが。今まで借りてくれていた人がもう難しくなったりですか、難しいのでちょっと別の方法で、例えば、自分で草刈りだけやろうとか、こうした調整中の案件があります。
- 渡部会長 はい。
- 全員会長 その他に何か質問等ございませんか。
- 全員会長 それでは質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。異議なし。
- 井上委員 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
- 井上委員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
- 井上委員 はい、井上委員。
- 井上委員 今回の議案のことではないのですが、ちょっといいでしょうか。
- 井上委員 この間の農地流動化アンケートの用紙と封筒についてちょっと意見があつたのですけれど、この封筒の所って集約日が 2 月中旬ってなっていますけど、皆さんどういうアンケートの取り方をされているか分からないんですけども、例えばこれが留守で置いおく場合、2 月中旬まででいいんだと思ってしまうので、かえっていらないかなという気もするんですよね。できれば農業委員会の皆さん早く回収したいと思うので。
- 井上委員 というのと、農地流動化のアンケートに氏名の横に印鑑を押すようになってますよね。僕も家にいる人には印鑑をもらいますけど、どうしてもそれがいるのであれば、印鑑またはサインか、それとも署名だけでいいんだったらば、その印鑑の印もいらないんじゃないかなと思うんですけども。そういう提案なんですが、ちょっとご検討願います。
- 事務局 一つ目の封筒は確かにそうですね。2 月中旬というのは皆さんから役所に持ってきていただく期限ですので、皆さんが各農業者に配って回収するときの期限とは違うことになりますから、そこはちょっと消すとか、空欄にするとか来年に向けて工夫したいと思います。
- 井上委員 二つ目の印鑑の件、前の総会でもお話したかなと思うんですけども、人・農地プランの関係があって、できるだけ印鑑をいただきたいということで実施していますけれども、アンケートで印鑑を押すのもいかがなものかとも思いますので、ちょっとと考えさせてください、来年に向けて。
- 井上委員 ああ、はい。
- 井上委員 ご意見として承りたいと思います。
- 井上委員 必要であるならば必要であると思うんですけども、なくてもいいような気

がしたもので。

会長 その他に何か全体を通してないでしょうか。

全員 なし。

会長 それでは、特にその他に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和2年度空知農業委員会連合会第4回役員会（事務局）

- ・日 時 令和3年2月4日（木）
- ・場 所 ホテルサンプラザ（岩見沢）
- ・出席予定者 関尾会長、福士事務局長

3. 「農地流動化、人・農地プランのアンケート調査」

「有害鳥獣による農作物被害の調査」の実施（事務局）

- ・実施方法 前回定例総会時に各委員を通じて実施することを確認
- ・提出期限 2月中旬

4. 砂川市農業委員会勉強会の開催（事務局）

- ・本定例総会後、同会場で開催しますので、ご出席をお願いします。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。

6. 協議会報告（協議会長）

- ・農業委員会新年会の中止

会長 何かご意見、質問等はございませんか

谷口委員 ちょっと聞いていいですか。

会長 はい。

谷口委員 今年の6月に南7号の東2線の道道の件なのですが、改良区事業と道路を拡張ということで、6月に着工するということで役所さんにも来ているんじやないかと思うのですが、迂回路を西側に作るという説明を開発局と土現の方から受けています。一部、土地の買収も絡んでいるのですけれども、その買収の絡んでいるところが、自分が賃貸している農地、地番の中に入っているんです。これ、中間管理機構と契約しているので、一旦、全部を解約するのか、一部地番だけを解約して売買するのか、そこをちょっと教えて下さい。

事務局 一部ですね。

谷口委員 はい。

事務局 お話、道から私共のほうにも来て、先日まで知らなかつたのですけれども、橋をかけ替えるから迂回路を作るために農地を一部は一旦借りるし、一部は買うというふうに聞いています。いずれにしても、測量をして、分筆をして、というような手続きを踏まえて売買するということです。中間管理機構である農業公社と今協議をしていると北海道から聞いていますけれども、必要な部分だけを解約する形になります。

谷口委員 番地ね、番地一枚だけを。

事務局 番地の中のさらに必要な部分だけを。

谷口委員 測量してね、その抜いた分か。

事務局 はい。公社のほうから関係者に書類なり、ご相談があると思います。

谷口委員 はい、分かりました。

それと、その迂回路に伴う土砂ですよね。迂回路を作る、積み上げていく土砂に関して、土砂を取るところが農地なんですよね。田。将来的にはそこはその、耕作放棄地になっていくと僕は思います。その前に土砂を取るなら近いほうがいいですね。そこを取るのに転用をかけないといけないですね、一旦。転用かけて取って終わった後にまた戻すのはいいんですけど、それをその近いところでやるのに転用をかけてその許可は要りますよね。

事務局 今回の事業は、北海道が道路事業として行う事業だと思うんですが、その場合、収用法に基づくところがありますので、砂川市農業委員会に申請書が提出されて許可するという案件ではなくなります。ですので、一般の転用とは違い、砂川市の農業委員会を通らず、北海道の権限で行える仕組みになっています。

谷口委員 農業委員会はもう飛んじゃうんだ。

事務局 はい。砂川の農業委員会で審議されることはないです。

谷口委員 はい、分かりました。

会長 その何か他全体をとおしてございませんか。

全員 なし。

会長 それではないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は2月25日、木曜日、時間は午後1時半からとなっていますので、よろしくお願いします。

それでは以上で第7回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員